

**台湾市場向け着地型商品造成及びインフルエンサー招請業務
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会（以下「協議会」という。）が実施主体となる。

※さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町（以下「圏域」という。）における観光客を増加させ、圏域全体の観光消費を増大させることを目的とし、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町をもって組織した協議会。

2 業務名

台湾市場向け着地型商品造成及びインフルエンサー招請業務

3 背景及び目的

(1) 着地型商品造成業務

令和4年6月10日から外国人観光客の受入れが再開し、今後、台湾市場からの観光客が圏域を訪問することが期待される場所ではあるが、訪日旅行者が圏域内コンテンツを周遊することについては、交通手段等の面で課題を抱えている。そこで、台湾市場向けに、圏域内を周遊する交通手段を含んだ着地型商品を造成し、圏域を訪問する旅行者の周遊に繋げる。

また、造成した商品について、台湾市場で影響力のある媒体に掲載することにより、圏域内コンテンツの魅力を台湾市場へ発信し、誘客に繋げる。

(2) インフルエンサー招請業務

令和4年6月10日から外国人観光客の受入れが再開しているが、台湾市場において来道に向けた機運が高まらなければ、すぐには来道に繋がらない。訪日観光の早期回復には、訪日旅行再開のタイミングで機運醸成、来道意欲の喚起を行うことが効果的であることから、台湾市場（現地）からインフルエンサーを招請し、圏域内の観光を満喫している様子を発信することにより、台湾市場における来道意欲の喚起、機運醸成を図る。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和5年3月29日までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は13,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

内訳）着地型商品造成業務 7,500,000円

インフルエンサー招請業務 6,100,000円

6 業務の内容

(1) ターゲット

台湾市場の一般消費者

(2) 着地型商品造成業務

札幌を起点に圏域内を周遊する、台湾市場向けの着地型商品（宿泊を除く）を造成し、台湾市場で影響力のある媒体で販売すること。

ア 集合、解散場所、交通手段

札幌を起点（札幌発着である必要はなく、札幌発または札幌着も可）とした、圏域内の魅力を楽しむことができる着地型商品を造成すること。

イ コンテンツ

本業務で造成する商品に、圏域内の全12市町村のコンテンツが、1コンテンツ以上含まれるように造成すること。なお、1つの商品に、圏域内の全12市町村のコンテンツが含まれる必要はなく、例えば2市町村のみで構成する商品を複数本造成して12市町村を網羅する形も可能。

ウ フォローアップ、磨き上げ

圏域内コンテンツについては、台湾市場からの受入れ実績が少ないコンテンツ等もあることから、言語対応を含めた商品造成に向けた必要なフォローアップ、磨き上げを行うこと。

エ 造成本数

8本以上（うち、夏商品3本以上、冬商品3本以上）

※通年を通して実施が可能な商品造成も可能とするが、季節の魅力を感じることができ、その時期ならではの商品を、夏商品3本、冬商品3本以上造成すること。

オ 催行、販売開始時期

① 催行開始時期

夏商品：令和5年6～8月頃

冬商品：令和5年1月頃

通年商品：令和5年1月頃

② 販売開始時期

夏商品：本業務契約期間内に販売を開始すること。

冬商品：令和4年11月頃

通年商品：令和4年11月頃

※上記の催行、販売開始時期よりも、早めて開始することを可能とする。また、商品内容によっては、1カ月程度、上記の期間よりも開始を遅らせることも可能とする。

カ 販売媒体

造成した商品を、台湾市場で影響力のある媒体に掲載し、販売すること。

キ 効果把握

販売した商品の購入者数や購入者属性等の効果を把握すること。

(3) インフルエンサー招請業務

台湾現地在住のインフルエンサー（台湾市場で影響力のあるインフルエンサー）を招請し、取材対象地域内のコンテンツを視察・取材し、取材対象地域の魅力を、インフルエンサーのSNS、YouTubeアカウント等により、発信すること。

ア 取材対象地域

札幌市、小樽市、江別市、千歳市、石狩市、当別町、長沼町

なお、取材対象地域については、札幌市・小樽市エリアを中心としながら、標記の市町村のコンテンツを取材すること。

イ 招請時期

令和4年8月上旬～令和5年2月下旬

詳細の招請時期は、上記の期間内で、「3 背景及び目的」を達成するために効果的な時期を提案すること。

ウ 取材行程の企画

取材行程を企画すること。なお、行程（泊数、取材コンテンツ等）については、提案によることとするが、取材するコンテンツの詳細については、契約候補者選定後に、実施主体と協議し、最終決定すること。

エ 取材の調整、手配

取材実施に必要な一切の調整（取材先との連絡調整、被招請者との連絡調整等）、一切の手配（取材に係る宿泊、食事、通訳、添乗員、交通手段及び通信手段等の手配）を実施すること。

オ 招請人数

提案によることとする。

カ 意見交換会

行程の最終日等に、被招請者から、取材したコンテンツ等に対する意見を聞くための、意見交換会を開催すること。なお、意見交換会の開催が困難な場合は、被招請者に対するアンケート等を実施すること。

キ 情報発信

被招請者が、SNS、YouTube アカウント等で情報発信をするためのフォローアップ（取材コンテンツ詳細情報の情報提供等）を実施すること。なお、可能な限り、取材した全てのコンテンツの情報が発信されるよう、取材コンテンツの魅力を被招請者に効果的に伝えること。

ク 効果把握

被招請者が発信した内容について、効果（リーチ数、エンゲージメント数、再生回数等）を把握すること。

(4) 実施結果の報告

指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめ報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

7 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。

(1) 着地型商品造成業務

ア 造成本数

造成する商品の予定本数を示すこと。また、夏商品、冬商品、通年商品それぞれの内訳も示すこと。

イ 販売媒体

商品を掲載する媒体を示すこと。また、選定した媒体の概要、選定した理由（台湾市場における媒体の影響力等）も併せて示すこと。複数の媒体に掲載する場合は、掲載する全ての媒体について、概要、選定理由を示すこと。

ウ 商品内容、コンセプト

造成予定の商品について、夏商品2本、冬商品2本のコンセプト、詳細内容（催行事業者、催行開始時期、販売開始時期、掲載予定期間、交通手段、経路、価格、コンテンツ、集合場所、解散場所、所要時間、定員等）を示すこと。また、コンテンツを選定した理由（選定したコンテンツが、台湾市場で売れると見込む理由等）も併せて示すこと。

なお、ツアーの詳細は、受託後により魅力的なツアーに磨き上げることを想定しているため、提案時点で確定している内容である必要はなく、想定の内容として示すこと。

(※提案に当たっての注意点)

本企画提案においては、事業者が商品を造成するために必要なスキル、知識、着眼点を審査することから、造成予定の商品の代表例として、夏商品2本、冬商品2本のみについて示すこと。当該4本を審査対象とするため、造成予定の全ての商品について示す必要はない。

エ フォローアップ、磨き上げ

商品造成に向けて必要なフォローアップ、磨き上げの手法を示すこと。

(2) インフルエンサー招請業務

ア 招請時期

招請時期を示すこと。また、当該時期に招請する理由を併せて示すこと。

イ 取材行程

行程（泊数、取材コンテンツ等）を示すこと。また、選定した取材コンテンツの概要、取材コンテンツを選定した理由（選定したコンテンツが、ターゲットに効果的に魅力を訴求できると見込む理由等）も併せて示すこと。

ウ 招請人数、被招請者の概要

招請人数、被招請者の概要（出身地、台湾市場での知名度・影響力 [SNS、YouTube アカウントのフォロワー数等]、影響力がある年齢層 [フォロワーの属性等] 等）を示すこと。複数名招請する場合は、各被招請者について、概要を示すこと。

エ 写真、動画の活用

被招請者が撮影した写真、動画について、圏域の観光振興等の目的で、当協議会や圏域内構成市町村等による二次利用が可能な場合は、その旨示すこと。

(3) 効果測定

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(4) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(5) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 圏域内構成市町村において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

<提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

- (1) 日程

ア 公募開始	6月20日(月)
イ 参加申込書の提出期限	7月4日(月) 12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	7月12日(火) 12時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	7月19日(火) ※予定
オ 提案事業者への選定結果の通知	7月下旬
カ 契約締結	8月上旬

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、事務局（札幌市観光・MICE 推進課）へ持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 12部
- ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD-R） 1部

(3) その他の留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出のあった申込書類は返却しない。
- ウ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、協議会事務局に電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

令和4年6月27日(月)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【台湾市場向け着地型商品造成及びインフルエンサー招請業務】質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、「さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会台湾市場向け着地型商品造成及びインフルエンサー招請業務企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
着地型商品造成 (7-1) 関係)	商品を掲載する媒体は、台湾市場で影響力があり、ターゲットからの多くの購入が見込める魅力的な媒体か。	15
	造成予定の商品内容・コンセプトは、台湾市場からの誘客に繋がる魅力的な内容・コンセプトとなっているか。	30
インフルエンサー招請 (7-2) 関係)	行程、取材コンテンツは、ターゲットに効果的に魅力を訴求できる内容となっているか。	10
	被招請者は、ターゲットに効果的に取材地域の魅力を訴求できる人物か。また、台湾市場で、影響力・知名度のある人物か。	30
効果・目標の妥当性 (7-3) 関係)	効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制・計画の適否 (7-4) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-5) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分(企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分)を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

- ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。
- ウ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。

- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施主体が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施主体が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施主体に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三

者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会事務局 大村、宗岡

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp